

[事案 2021-112] 新契約無効請求

・令和4年3月7日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2021-111] の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

募集人の誤説明により、希望と異なる内容の保険に加入させられたことを不服として、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成27年4月に契約した養老保険について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料と解約返戻金等との差額を返還してほしい。

- (1)既契約と同じ年金保険に年払保険料30万円で加入したいことを伝えたところ、募集人は、既契約と同様の商品はなくなり、新しく本契約になったとし、設計書のような書類1枚を示して説明を受けたが、保険料の説明はなかった。
- (2)申込書に年金との表記があること、解約請求時に解約手数料を取っていることは、問題である。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人の夫が契約者である養老保険の関係で申立人宅を訪問したところ、申立人の保険契約について相談を受け、申立人から、夫が加入している養老保険と類似の養老保険に入院特約および災害特約を付加して契約したいとの意向を聴取した。
- (2)募集人は、後日、設計書を作成して再度申立人宅を訪問し、申立人に対し、設計書を示して保障内容や保険料、保険料払込期間、払込保険料総額の説明を行った。この時、募集人は、払込保険料総額が満期保険金額を上回ること、特約部分については満期保険金がないこと等を説明した。
- (3)募集人は、一貫して養老保険について説明を行っており、年金保険として保障内容等の説明をしたことはない。また、当初年金保険として説明をして、申込書作成段階で養老保険に変えた事実もない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時の状況および和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および申立人の夫、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。